

一般財団法人神奈川県建築安全協会 評価業務規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人神奈川県建築安全協会（以下「当機関」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）及び法第6条の2第3項又は第4項に規定する確認（以下「長期使用構造等確認」という。）の業務（以下これらを総称して「評価等の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後5時30分までとする。
(午前12時から午後1時までは休憩時間。)

2 評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日
- (4) 当機関が特に定めた日

3 評価等の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 当機関の所在地は、神奈川県横浜市中区元浜町3丁目21番2号とする。

(評価等の業務を行う区域)

第5条 当機関の業務区域は、神奈川県の全域とする。

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第6条 当機関は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第1号から第2号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

2 当機関は、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書

(2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）

(3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し（ただし、当機関が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、当機関において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）

3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。この場合、前2項の規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

(長期使用構造等確認の申請)

第8条 長期使用構造等確認（新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。）を求めようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書

(2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又

はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。(ただし、当機関において直前の長期使用構造等確認又は設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、長期使用構造等確認書又は法第6条の2第4項の住宅性能評価書若しくはそれらの写しを除く。)

3 前条第3項の規定は、前2項の規定により提出される図書(以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。)の受理において準用する。

(設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

第9条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

第10条 当機関は、設計住宅性能評価の申請があつたときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
- 4 当機関は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあつては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、当機関の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。

- (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
- (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
- (c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
- (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
- (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
- (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。
- 6 前5項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

第 11 条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価マニュアル（監修国土交通省住宅局住宅生産課）等及び長期優良住宅認定マニュアル（監修国土交通省住宅局住宅生産課）等に従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令

に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。

- 5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第12条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出する。

- 2 前項の場合においては、当機関は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

第13条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第14条 当機関は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定(以下単に「建築基準関係規定」という。)に適合しないと認めるとき。
 - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表第1に定める方法に従う。
 - 3 当機関は、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、

施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を、書面をもって通知する。

- 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。
- 5 前4項（ただし、第1項（3）を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出 図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第4条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

第15条 第8条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第7条第4号に規定する軽微な変更（以下この条において単に「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、別記長期確認第1号様式により軽微変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、軽微な変更該当する場合は別記長期確認第2号様式を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は別記長期確認第3号様式を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は別記長期確認第4号様式を、申請者に交付する。

ただし、当機関が法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

（建設住宅性能評価の申請）

第16条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号（当機関において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、(2)を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
- (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
- (3) 施工状況報告書の様式
- (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第3項又は第4項）の確認済証の写し

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、当機関において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあつては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）

- 3 申請者は、前2項に掲げる図書が整っていない場合であっても、当機関に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 4 第1項又は第2項の規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。この場合、第1項又は第2項の規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

（建設住宅性能評価の申請の受理及び契約）

第17条 当機関は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 形式上の不備がないこと。
- (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 当機関は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を締結する。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
 - (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、当機関の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、当機関の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。

- (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項）に規定する検査済証の写しを当機関に提出しないときは、業務期日を延期することができること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、当機関が行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
 - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

第18条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価マニュアル（監修国土交通省住宅局住宅生産課）等に従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 前項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるか、

又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

第19条 申請者は、当機関に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を別記第1号様式により通知しなければならないものとする。

2 当機関は、前項の規定による通知を受領したときは、同項に規定する日又はその通知を受領した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。

3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を当機関に提出しなければならないものとする。

4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。

5 当機関は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

第20条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出するものとする。

2 前項の場合においては、当機関は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。

(建設住宅性能評価提出図書又は建設工事の変更)

第21条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の申請内容又は建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容を記載した変更申告書等に必要に応じて変更に係る図書を添えて当機関に報告するものとする。

2 前項の報告が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

第22条 当機関は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、次の各号に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。

(1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

(3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。

(4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項(国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項)の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認

定を受けた住宅にあつては、この限りでない。

(5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。

(6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 第14条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。

3 当機関は、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。

4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第4章 評価員等

(評価員の選任)

第23条 当機関の長は、評価等の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者から、評価員を選任するものとする。

2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

3 評価員は、法別表各号の上欄に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとするものとする。

(評価員の解任)

第24条 当機関の長は、評価員が次のいずれかに該当する場合には、その評価員を解任するものとする。

(1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があつたとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

第25条 評価等の業務を実施するため、評価員を当機関に3人以上配置する。

2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。

3 当機関は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となつた場合にあつては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

第26条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回以上、当機関の行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。

2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受

講させるものとする。

(評価等の業務の実施及び管理の体制)

第 27 条 評価等の業務に従事する職員を、第 25 条第 1 項の規定により配置された評価員を含め、当機関に 5 人以上配置する。

- 2 当機関は、建築事業部長を法第 9 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第 28 条 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証の様式は、別記第 2 号様式による。

(秘密保持義務)

第 29 条 当機関の役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 5 章 評価料金等

(評価料金等の収納)

第 30 条 申請者は、この規程（住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づくその他の評価申請を含む。）に基づく申請を行う場合は、別表第 2 から別表第 12 に定める評価料金又は別表長期確認第 1 から別表長期確認第 3 に定める確認料金（以下、「評価料金等」という。）に住宅紛争処理支援センターが定める負担金をあわせた額を、銀行振込により納入する。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。
- 3 申請者は、第 1 項による納入のほか、当機関と協議のうえ、一括納入等別の方法によることができる。

(評価料金等を減額するための要件)

第 31 条 評価料金等（建設住宅性能評価に係る紛争処理支援センターへの負担金は除く。）は、次に掲げるいずれかの場合は、別表第 10 に定める割合に応じた額を減額することができるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられ、設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価の一部業務の省略（以下「評価の合理化」という。）ができる場合に限る。

- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられ、評価の合理化ができる場合に限る。
- (3) あらかじめ当機関が定める日又は期間内に住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。
- (4) あらかじめ当機関の長が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。
- (5) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。
- (6) 効率的に評価等を行うことができるものとして当機関が「年間を通じて申請実績があり、継続して一定の申請が見込める場合」又は「当機関が予め定める期間内に、一定の申請件数が見込める場合」と認めた事業者が、申請(設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認に限る。)を行うとき。

(評価料金等の返還)

第 32 条 収納した評価料金等は、返還しない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 当機関の責に帰すべき事由により、評価等の業務が実施できなかった場合
 - (2) 新築住宅に係る建設住宅性能評価申請後、業務契約の解除若しくは取止めが行われた場合
- 2 前項第(2)号により返還する料金は、当該業務契約の解除若しくは取止めが行われた時点の現場検査の進捗状況により、評価料金に別表第 11 に掲げる率を乗じた額（1,000 円未満を切り捨てた額）とする。なお、この場合においては、第 30 条第 1 項の規定により収納した住宅紛争処理支援センター負担金についても、あわせて返還するものとする。

(負担金の納付)

第 33 条 当機関は、法第 87 条第 3 項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第 6 章 雑 則

(登録の区分等の掲示等)

第 34 条 当機関は、法第 17 条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項について、当機関内において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ (<http://kkak.jp/>) において公表するものとする。

(評価業務規程等の公開)

第 35 条 当機関は、本規程を評価等の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第 36 条 当機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 37 条 利害関係人は、当機関の業務時間内は、別記第 3 様式を用いて、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1 枚につき 110 円(税込)を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第 18 条第 2 項第 4 号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第 38 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 19 条第 1 項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類(次号に掲げる書類と同一のものを除く。) 5 年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20 年間
- (4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した書類 5 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第 39 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中であっては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 40 条 当機関は、電子情報処理組織による申請の受付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価等の業務に関する公正の確保)

第 41 条 当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る評価等の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)または(4)に掲げる業務を行った場合

4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。

5 前 4 項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(損害賠償保険への加入)

第 42 条 当機関は、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間 5,000 万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

(事前相談)

第 43 条 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合において当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

附 則

この改正規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 21 年 1 月 20 日から施行する。

この改正規程は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。
この改正規程は、平成 25 年 1 月 7 日から施行する。
この改正規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この改正規程は、平成 26 年 8 月 20 日から施行する。
この改正規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この改正規程は、平成 27 年 6 月 15 日から施行する。
この改正規程は、平成 28 年 1 月 5 日から施行する。
この改正規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この改正規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
この改正規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。
この改正規程は、令和 元年 6 月 1 日から施行する。
この改正規程は、令和 元年 7 月 8 日から施行する。
この改正規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
この改正規程は、令和 3 年 3 月 15 日から施行する。
この改正規程は、令和 4 年 2 月 20 日から施行する。
この改正規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
この改正規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この改正規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
この改正規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
この改正規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1 評価書の交付番号を定める方法

(第14条第2項関係)

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

	住宅性能評価	長期使用構造等確認
1～3桁目	当機関の登録番号	同左
4～5桁目	00	同左
6～9桁目	評価書交付日の西暦	確認書交付日の西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅） 4：設計住宅性能評価とあわせて長期確認 5：建設住宅性能評価（既存住宅）とあわせて長期確認	1：新築 2：増築・改築 3：建築行為無
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等	同左
12～16桁目	通し番号(11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。)	同左

別表第2 設計住宅性能評価料金表

(第7条第1項関係)

	床面積の合計	基本料金(税込・単位:円)
一戸建ての住宅 (必須評価事項のみ)	200㎡未満	88,000
	200㎡以上	121,000
共同住宅等 (必須評価事項のみ)	200㎡未満(木造に限る)	$6,600 \times M + 110,000$
	200㎡以上 500㎡未満(木造に限る)	$6,600 \times M + 176,000$
	1,000㎡未満	$6,600 \times M + 242,000$
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	$6,600 \times M + 363,000$
	2,000㎡以上 3,000㎡未満	$6,600 \times M + 528,000$
	3,000㎡以上 4,000㎡未満	$6,600 \times M + 660,000$
	4,000㎡以上 5,000㎡未満	$6,600 \times M + 748,000$
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	$6,600 \times M + 1,056,000$
	10,000㎡以上	$6,600 \times M + 1,716,000$

(Mは、設計評価の対象とする住戸数)

※ 設計住宅性能評価申請の際に長期使用構造等確認を希望する場合は、一戸建ての住宅においては 6,600 円、共同住宅等においては 1 住戸当たり 6,600 円を加算した額とする。(税込)

※ 断熱等性能等級 4 以上又は一次エネルギー消費量等級 4 以上を表示する場合は、一戸建ての住宅は 11,000 円、共同住宅等は 1 住戸当たり 5,500 円を加算した額とする。(税込)

別表第3 変更設計住宅性能評価等料金表

(第7条第2項、第21条第1項関係)

1. 当機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた住宅の場合

変更の内容	変更設計評価等料金(税込・単位:円)
(1) 変更設計住宅性能評価	1 回の変更につき、別表第 2 及び別表第 5 により算出される額の 2 分の 1 の額 * 1
(2) 評価書の記載内容の変更	計算内容及び結果に変更がなく、評価書の表示を追加する変更等の場合には、1 回の変更につき 11,000
(3) 軽微な変更(変更申告)	1 回の変更につき 6,600 * 2

* 1 評価等級を上げる場合、床面積の増減による変更の場合、評価等級に変更がなく耐震等級等を構造計算等により再検討する場合、断熱性能等級又は一次エネルギー消費量等級を再計算によって基準適合が明らかな変更(ルート C)の場合

* 2 (1) 及び(2) に該当しない変更を行う場合

2. 他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた住宅の場合

他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた後、当機関に変更設計住宅性能評価申請を行う場合の料金は、変更申請に係る床面積に応じ、別表第 2 により算出される額とする。

別表第4 建設住宅性能評価料金表

(第16条第1項関係)

1. 当機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた住宅の場合

	床面積の合計	基本料金(税込・単位:円)
一戸建ての住宅 (必須評価事項のみ)	200㎡未満	121,000
	200㎡以上	143,000
共同住宅等 (必須評価事項のみ)	200㎡未満(木造に限る)	$(3,300 \times M + 30,250) \times N$
	200㎡以上 500㎡未満(木造に限る)	$(3,300 \times M + 35,200) \times N$
	1,000㎡未満	$(3,300 \times M + 44,000) \times N$
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	$(3,300 \times M + 58,300) \times N$
	2,000㎡以上 3,000㎡未満	$(3,300 \times M + 91,300) \times N$
	3,000㎡以上 4,000㎡未満	$(3,300 \times M + 125,400) \times N$
	4,000㎡以上 5,000㎡未満	$(3,300 \times M + 165,000) \times N$
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	$(3,300 \times M + 226,600) \times N$
10,000㎡以上	$(3,300 \times M + 278,300) \times N$	

(Mは、設計評価の対象とする住戸数)

(Nは、必要な現場検査の時期の回数)

※ 断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上を表示する場合は、一戸建ての住宅は11,000円、共同住宅等は1住戸当たり1,100円を加算した額とする。(税込)

※ 再検査に係る料金は、一回につき22,000円(税込)を加算する。

※ 建設住宅性能評価申請には上記の料金の他に、別途、紛争処理支援センターへの負担金(消費税を加算した額)を加算する。

※ 別表第12に定める区域における建設住宅性能評価申請には上記の料金の他に、同表に定める料金を加算する。

2. 他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた場合

他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた場合の評価料金は、上表により算出される額に当該住宅について設計住宅性能評価を行うものとして別表第2により算出される額の3分の1の額(1,000円未満の端数を切り捨てた額)を加算したものとする。

別表第5 必須評価事項以外を申請する場合の加算額

(第7条第1項、第16条第1項関係)

	種別	加算額 (税込・単位:円)
必須評価事項以外を申請する場合	一戸建ての住宅	表示事項1事項につき 1,100
	共同住宅等	表示事項1事項につき 1,100/戸

(注1) 必須評価事項以外の評価事項を申請する場合については、別表第2、別表第3、別表第4、及び別表第6により算出された額に上表の額を加算する。

別表第6 変更建設住宅性能評価料金表

(第16条第2項関係)

変更内容等	変更建設評価料金(税込・単位:円)
建設住宅性能評価書の交付を受けた後、変更建設住宅性能評価申請を行う場合	再評価項目1項目につき、再評価申請に係る住宅の床面積の合計に応じ、別表第4により算出される額の5分の1の額(1,000円未満の端数を切り捨てた額)

※別表第12に定める区域における変更建設住宅性能評価申請には上記の料金の他に、同表に定める料金を加算する。

別表第7 室内空気中の化学物質の濃度等を測定する場合の料金表

(第16条第1項関係)

対象となる住戸数	測定料金(1住戸あたり)(税込・単位:円)			
	簡易測定方法(測定バッジ等)の場合		標準的な濃度測定方法の場合	
	ホルムアルデヒドのみの測定	ホルムアルデヒドを除く特定測定物質の測定	ホルムアルデヒドのみの測定	ホルムアルデヒドを除く特定測定物質の(測定する一物質当たり)
1戸	46,200	69,300	125,400	27,500
2~10戸	42,900	66,000	122,100	26,400
11~30戸	39,600	62,700	118,800	24,200
31戸~	36,300	59,400	112,200	23,100

別表第8 石綿含有建材等に係わる場合の料金表

(第16条第1項関係)

評価項目	個別性能評価料金(税込・単位:円)	
6-4 石綿含有建材の有無等	石綿含有建材の有無確認(1住戸あたり)	105,600
	サンプル採取・分析(1建材[3検体]あたり)	462,000
6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	濃度測定・分析(1箇所[2試料]あたり)	396,000

(注1) 高所作業での必要な足場や作業用電源は申請者にて準備してください。

(注2) 資料採取に伴う復旧、補修等は申請者にて行ってください。

別表第9 評価書を再交付する場合の料金表

(施行規則第4条第4項・第5項及び第7条第4項・第5項関係)

	(税込・単位：円)
設計住宅性能評価書を再交付する場合	再交付評価書1通につき 6,600
建設住宅性能評価書を再交付する場合	

別表第10 評価料金等を減額する場合の割合

(第31条関係)

第31条該当号	割引率
(1)～(5)	20%
(6)	20%を上限

(注1) 建設住宅性能評価に係る紛争処理支援センターへの負担金は除く。

(注2) (6)の減額は、一戸建ての住宅の設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認に限る。

(注3) (1)及び(2)の減額は、評価項目1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証が適用される場合に限る。

別表第11 建設住宅性能評価料金を返還する場合に乗ずる率

(第32条第2項関係)

返還するに至った時期における現場検査の実施状況	手数料額に乗ずる割合
第1回目の現場検査が行われていない場合	0.90
第1回目の現場検査が行われ、第2回検査が行われていない場合	0.72
第2回目の現場検査が行われ、第3回検査が行われていない場合	0.54
第3回目の現場検査が行われ、第4回検査が行われていない場合	0.36
第4回目以降の現場検査が行われ、最終回の現場検査が行われていない場合	0.18
最終回の現場検査が行われた場合	0.00

別表第12 区域により評価料金を加算する場合の料金表

(別表第4、別表第6関係)

評価料金を加算する区域	加算する料金（税込・単位：円）
相模原市緑区、南足柄市、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町、真鶴町、湯河原町、愛甲郡清川村	検査1回につき 11,000
相模原市（緑区を除く）、小田原市、秦野市、伊勢原市、中郡大磯町、二宮町、足柄上郡中井町、大井町、松田町、開成町、愛甲郡愛川町	検査1回につき 3,300

別表長期確認第1 長期使用構造等確認料金表 (第8条第1項関係)

	規模等	基本料金 (税込・単位：円)
一戸建ての住宅	200 m ² 未満	99,000
	200 m ² 以上	132,000
共同住宅等	200 m ² 未満 (木造に限る)	12,100×M+110,000
	200 m ² 以上 500 m ² 未満 (木造に限る)	12,100×M+176,000
	1,000 m ² 未満	12,100×M+242,000
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	12,100×M+363,000
	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	12,100×M+528,000
	3,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	12,100×M+660,000
	4,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	12,100×M+748,000
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	12,100×M+1,056,000
	10,000 m ² 以上	12,100×M+1,716,000

(Mは、確認の対象とする住戸数)

別表長期確認第2 長期使用構造等確認「変更確認」料金表

(第8条第2項関係)

	料金 (税込・単位：円)
変更確認※	別表長期確認第1により算出される額の2分の1の額

※ 省エネルギー性能が再計算によって基準適合が明らかな変更 (ルートC) の場合も含む

別表長期確認第3 長期使用構造等確認「軽微変更該当証明」料金表

(第15条関係)

	料金 (税込・単位：円)
軽微変更該当証明	16,500

別表長期確認第4 確認書を再交付する場合の料金表

(施行規則第7条の4第2項関係)

	料金 (税込・単位：円)
確認書を再交付する場合	6,600

別記第1号様式 検査対象工程に係る工事が完了する日 又は完了した日の通知書 (第19条関係)

第1号様式 (第19条関係)

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第6条第1項の規定による
検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日の通知

年 月 日

一般財団法人 神奈川県建築安全協会 殿

申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第6条第1項の規定に基づき、検査対象工程に係る工事が完了する日（完了した日）を通知します。

記

1. 設計住宅性能評価書交付番号 第 号
2. 設計住宅性能評価書交付年月日 年 月 日
3. 設計住宅性能評価書交付者
4. 検査対象工程に係る工事
5. 検査対象工程に係る工事の完了（予定）年月日 年 月 日
6. 建築場所

別記第2号様式 身分証 (第28条関係)

86

身分証明書

氏名 ○○ ○○ 年 月 日生
番号
資格
交付期日

写真

上記の者は、評価業務規程第28条に基づき当機関の評価の業務に従事する職員であることを証明する。



登録住宅性能評価機関
一般財団法人
神奈川県建築安全協会

54

別記第3号様式 住宅性能評価に係る閲覧請求書 (第37条関係)

第3号様式 (第37条関係)

住宅性能評価に係る閲覧請求書

年 月 日

一般財団法人 神奈川県建築安全協会 殿

一般財団法人神奈川県建築安全協会評価業務規程第37条に基づき、次の書面について（閲覧・謄写）を請求します。

氏 名	
住 所	(〒 -)
電話番号	
利害関係人 区 分	
閲覧したい 書 面	<input type="radio"/> 財務諸表 (年度分) <input type="radio"/> その他 ()
閲覧等区分	① 閲覧 ② 謄写 (1枚あたり110円)
	上記の謄写金額 @110円 × 枚 = 円

別記長期確認第1号様式（第15条関係）

軽微変更該当証明申請書

（新築）

（第一面）

年 月 日

登録住宅性能評価機関 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の住宅について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8第1項及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第7条第4号条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【計画を変更する住宅の直前の（確認書・住宅性能評価書）】

1. 確認書又は住宅性能評価書交付番号 第 号

2. 確認書又は住宅性能評価書交付年月日 年 月 日

3. 確認書又は住宅性能評価書交付者

4. 確認又は住宅性能評価に係る住宅の位置

5. 当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別

6. 変更の概要

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
申請受理者氏名	

（注意）

- ① 数字は算用数字を用いてください。
- ② ※印のある欄は記入しないでください。
- ③ 当機関の交付した確認書及び住宅性能評価書を用いずに認定申請を行った住宅の場合は当機関へ予めご相談ください。

別記長期確認第2号様式（第15条関係）

軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

申請者 殿

登録住宅性能評価機関

下記による申請書に記載の変更は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第7条第4号に規定する軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証明書は、大切に保存しておいてください。

別記長期確認第3号様式（第15条関係）

軽微な変更該当しない旨の通知書

第 号
年 月 日

申請者 殿

登録住宅性能評価機関

別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の計画変更は、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第7条第4号に規定する軽微な変更該当しないことを確認しましたので、通知します。

記

（理由）

別記長期確認第4号様式（第15条関係）

軽微な変更該当するかどうか決定することができない旨の通知書

第 号
年 月 日

申請者 殿

登録住宅性能評価機関

別添の軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第7条第4号に規定する軽微な変更該当するかどうかを決定することができないので、通知します。

記

（理由）

（備考）

一般財団法人 神奈川県建築安全協会 評価料金等の減額に関する取扱要領

令和7年4月1日改正

第1 趣旨

この要領は、「一般財団法人神奈川県建築安全協会 評価業務規程」(以下「業務規程」という。)第31条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 適用範囲

この要領による取扱いは、業務規程第31条第6号の規定に該当するものとして、評価料金等を減額する場合に適用する。

第3 対象住宅

業務規程第31条第6号に規定する「工法・仕様が同等の新築住宅で効率的に評価等を行うことができるもの」については、次の各号のいずれかに該当するもので、一般財団法人神奈川県建築安全協会(以下「当機関」という。)が認めたものを対象とする。

- (1) 住宅性能評価等の項目について、当該住宅の設計及び施工を行う事業者の社内規定による標準仕様にに基づき、必要な性能が確保されているもの
- (2) その他、前号に準じるものとして、当機関が認めるもの

第4 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の減額申請

業務規程第7条1項の規定に基づく設計住宅性能評価又は第8条第1項の規定に基づく長期使用構造等確認の申請にあたり、この要領による評価料金等の減額の取扱いを受けようとする場合には、事前に別記様式1「評価料金等減額申請書」(以下「申請書」という。)を当機関に提出するものとする。

2 前項の申請により当機関が認めた場合は、別記様式2「評価料金等の減額通知書」を申請者に交付するものとする。

第5 雑則

この要領に定めのない事項等については、申請者及び当機関の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年8月20日から施行する。

この改正要領は、令和4年2月20日から施行する。

この改正要領は、令和4年10月1日から施行する。

この改正要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式 1

評価料金等減額申請書

年 月 日

一般財団法人神奈川県建築安全協会 御中

申請者（事務所及び代表者）名

印

当社では、一般財団法人神奈川県建築安全協会に、一戸建て住宅の設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認を申請する件数について下記のように見込んでいます。

については、協会の評価業務規程第 3 1 条第 6 号に定める評価料金等の減額規定の適用を申し出ます。

なお、年度途中でも実際の設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認申請書件数が申請見込みの数を下回る事が予想される場合や協会の減額規定の変更があった場合等で、協会より減額率の変更の申し出があったときには、異議なくこれに従うことを誓約します。

記

_____年度の一戸建て住宅の設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請見込件数： 件

〈評価料金等の減額概要〉

別記様式 2

年 月 日

評価料金等の減額通知書

申請者（事務所及び代表者） 様

神奈川県横浜市中区元浜町 3 丁目 2 1 番 2 号
一般財団法人神奈川県建築安全協会
理事長

このたび、評価業務規程第 3 1 条第 6 号に基づく評価料金等の減額の取扱いについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

〈評価料金等の減額概要〉

(問合せ先)